

北海道電力株式会社「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年6月21日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、北海道電力株式会社「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」について、北海道電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道上川郡新得町
原動力の種類：水力（水路式）
出 力：23, 100キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 2月 9日
意見の概要等受理	平成28年 4月19日
北海道知事意見受理	平成28年 6月 8日
経済産業大臣通知発出	平成28年 7月28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年12月 1日
意見の概要等受理	平成30年 1月30日
北海道知事意見受理	平成30年 5月 7日
環境大臣意見受理	平成30年 5月15日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 6月21日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく大雪山国立公園に指定されているほか、北海道自然環境保全指針（平成元年 北海道）において「すぐれた自然地域」に指定されているなど、自然環境保全上、重要な地域であり、本事業の実施に当たっては、水環境、鳥類等に対する影響を回避又は低減するための環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

（1）水環境に対する影響

本事業における切土、盛土工事等により、河川への土砂又は濁水の流出等による水環境及び生態系への影響が懸念される。よって、切土及び盛土法面の保護並びに濁水処理設備等による適切な措置を講ずるとともに、水質について、自らが策定した環境監視計画に基づき適切に調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、掘削土の有効利用により、既設土捨場への捨土量を極力低減するとともに、同区域又はその周辺に生息している在来種により、早期に盛土法面等の植生回復を図ること。

（2）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、特に本事業に係る工事をクマタカの営巣期に実施する場合には、重大な影響が懸念される。

このため、クマタカの営巣期における工事は基本的に避けるとともに、やむを得ず工事を実施する場合には、工事が与えるクマタカの生息及び繁殖への影響について、自らが策定した環境監視計画に基づき適切に調査を実施しつつ、重大な影響が認められた場合は、工事を一旦中止するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずるなど、可能な限り影響を回避すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。